

## 飲食店向け 「新型コロナウイルス感染症対策の手引き」を作成しました

産業医科大学、北九州商工会議所、NPO法人ロシナンテスと本市が連携し、新型コロナウイルス感染症防止のため、飲食店にアドバイスなどを行うサポート事業を実施しています。

その取り組みの一環として、「手引き」と「動画」を作成しました。詳細は [図](#) を。市のホームページ（下記を読み取り）から [図](#) をご覧ください。



### 飲食店事業者向け 「新型コロナウイルス感染症対策の手引き」

産業医科大学監修のもと、イラストや写真を使って、感染対策を解説しています。飲食店事業者向けに制作していますが、利用者に役立つ内容も掲載しています。

手引きの解説動画もありますので、あわせてご覧ください。



### 新型コロナウイルス感染症対策 飲食店利用時のお願い（動画）

飲食店を利用する人向けに「感染リスクを高める行動」と「感染リスクを減らす行動」をアニメーションで解説しています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためには、一人一人が「うつらない、うつさない」という意識をもって行動することが大切です。皆さんの命と大切な人の命を守るため、本市の新型コロナウイルス感染症対策「5つの行動目標」を実践していきましょう。

- 1 外出するときはマスクの着用
- 2 人との距離をしっかりと確保
- 3 小まめに手洗い
- 4 発症したときのために、自分の行動をしっかりと記録
- 5 発熱などがあるときは、事前に電話をしてから病院に行く

[図](#) 北九州市新型コロナウイルス相談ナビダイヤル  
☎0570-093-567  
※聴覚に障害のある人は ☎522-8775

### 「福岡県飲食店及び接待を伴う飲食店向け新型コロナウイルス感染症対策助成金」について

「福岡県感染防止宣言ステッカー」を掲示している飲食店に対し、「福岡県感染拡大防止協力金」とは別に、感染防止対策の費用を助成します。申請受付は2月28日(日)まで。

[図](#) 専用コールセンター  
☎<0120>110-193

### お得なプレミアム付商品券を 商店街などで販売します

市内の商店街などで、プレミアム（割り増し）率20%のお得な商品券が販売されます。

販売時期や使用期間は発行団体により異なります。販売の詳細は [図](#) を。市のホームページ（下記を読み取り）などでもご覧いただけます。



※画像はイメージです。



詳しくは  
こちらから!

[図](#) 産業経済局商業・サービス産業政策課  
☎582-2050

### 福岡県感染拡大防止協力金の 申請期限は3月7日(日)まで

福岡県の要請に応じて、営業時間短縮を行った事業者の皆さんに「福岡県感染拡大防止協力金」を給付します。要請対象施設は、飲食店や喫茶店など（宅配や持ち帰り店は要請の対象外）で、給付額は1店舗当たり1日6万円です。

申請受付期限  
3月7日(日)まで

① 福岡県において1月16日より前に開業し、20時～翌朝5時までの時間帯に営業を行っている「要請対象施設」を運営する事業者。

② 1月16日～2月7日までの全ての期間に、要請に応じていること。ただし、やむを得ない理由により1月16日から要請に

応じられなかった場合は、1月18日までに要請に応じ、2月7日までの全ての期間に要請に応じていること。

③ 「要請対象施設」に関して、営業に必要な許認可を取得していること。

申請方法や必要書類など詳しくは [図](#) を。福岡県のホームページ（左記を読み取り）でもご覧いただけます。

詳しくは  
こちらから!



※掲載の情報は1月28日現在のものです。

[図](#) 福岡県感染拡大防止協力金コールセンター  
☎<0120>567-918

### 住居確保給付金について

離職や廃業、または新型コロナウイルスの影響などに伴う休業などの収入減少により、経済的に困窮した人の家賃相当分の給付金を、家主へ支給します。

#### 支給対象者

- ① 住居を失ったか、失う恐れがある
- ② 離職や廃業の日から2年以内、または、休業などの理由により離職か廃業の場合と同程度の状況にある
- ③ 離職や廃業をする前に、主に世帯の生計を維持していた（離婚などの特別な理由により、申請時に主たる生計維持者となっていない場合も含む）
- ④ 求職活動を行っている（ハローワークへの求職申し込みは受給者の状態に応じて必要）
- ⑤ 職業訓練受講給付金などを申請者と世帯員が受けていない
- ⑥ 申請者と世帯員が暴力団員ではない
- ⑦ 申請日において、申請者の世帯の金融資産（預貯金や現金）の合計が基準額以下

⑧ 申請日の属する月の、申請者の世帯収入の合計額（公的給付を含む）が、収入基準額（基準額+家賃額の合計）以下

#### 再支給

給付金の支給は原則1度でしたが、3月31日（水）までの間、一旦、終了した人も、申請により3カ月間の再支給が可能です。

⑦⑧の基準額や支給額、申請方法など詳しくは、左記相談窓口 [図](#) を。市のホームページ（下記を読み取り）でもご覧いただけます。



### 生活資金を貸し付けます

新型コロナウイルスの影響を受け、休業や失業などで生活資金に困っている人は、特例貸付（緊急小口資金と総合支援資金）を実施しています（貸付には審査あり）。申し込みは、3月31日（水）まで。詳しくは下記相談窓口 [図](#) を。

#### 相談窓口

[図](#) 北九州市  
社会福祉協議会生活福祉資金相談コーナー  
☎882-4405  
住所: 戸畑区汐井町1-6  
ウェルとばた8階  
受付時間: 月～金曜日  
9～16時30分

#### 相談窓口

[図](#) 各区役所保健福祉課「いのちをつなぐネットワーク」コーナー

● 門司区	☎331-1887
● 小倉北区	☎582-3478
● 小倉南区	☎951-1025
● 若松区	☎761-3078
● 八幡東区	☎671-3022
● 八幡西区	☎642-1334
● 戸畑区	☎871-0855

[図](#) 保健福祉局地域福祉推進課 ☎582-2060